

手話通訳設置事業に先進的に 取り組む自治体紹介

全通研に自治体業務・政策研究委員会があります。「手話通訳者を積極的に雇用している自治体を順次訪問し、全国の自治体にも知ってもらう」という企画です。第3回は、京都府亀岡市です。

京都府 亀岡市

訪問者：門倉美樹子（全通研自治体業務・政策研究委員会）

●はじめに

亀岡市は京都府の中西部に位置し、京都市、宇治市に次ぐ人



亀岡市役所

口約9万人の市です。JR嵯峨野線で京都駅から約20分、全国手話研修センターの最寄り駅のJR嵯峨嵐山からは10分ほどで亀岡駅に到着します。明智光秀が開城した亀山城が有名です。2015(平成27)年に全通研主催の自治体フォーラム「総合支援法における自治体手話通訳者のしごと」を開催したので、記憶に新しい方もいらっしゃるのではと思います。

●亀岡市の概況

- ・人口 約 90,000人
- ・身体障害者手帳交付数 約 4,700人
- ・うち聴覚障害者 約 400人

●京都の専任手話通訳設置運動から 手話通訳者の採用へ（1人目）

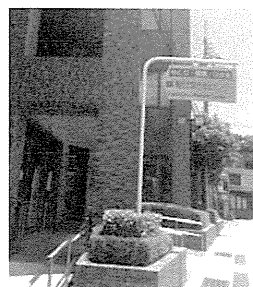
当時、京都府ろうあ協会が中心となり各市に手話通訳専任職員を採用してほしいと要望を重ねていました。京都府、京都市、宇治市、綾部市、舞鶴市、長岡京市に次いで亀岡市に、初め

て手話通訳者が採用されたのは1975年（昭和50年）で、その方は京都ろうあセンターの職員を経て市障害福祉課に入職されたことから、即戦力として事業が展開していきました。

その職務は、市の窓口業務のほか、病院、職業安定所、学校など、あらゆる分野からの依頼に応える手話通訳業務であり、家に閉じこもりがちなるろうあ者のため、その家に出向き、一般社会への参加のパイプ役となるものでした。住民の生活を守る福祉事務所の中で手話通訳業務とケースワーカーを担う業務については、現在も受け継がれています。

●亀岡市障害者福祉センターに 手話のできる職員を（2人目）

1982(昭和57)年に、市役所から5分ほど離れた場所に「市総合福祉センター」がオープンし、その中の障害者福祉センターが亀岡市の直営で障害者関係の



市総合福祉センター

講座、手話通訳業務なども実施することになりました。1986(昭和61)年亀岡市福祉事業団（以下、事業団）への委託となりました。

障害者福祉センターの手話ができる職員は、市の嘱託職員として1983（昭和58）年に採用され、事業団の嘱託職員を経て、1992（平成4）年事業団職員として採用となりました。

1982年当時、「障害者福祉センターに手話のできる職員の配置を」と、ろうあ協会から要望を受けてのことでした。

現在、事業団には手話通訳者2人が配置されており、意思疎通支援事業、手話・要約筆記奉仕員養成講座、ステップアップ講座、盲ろう者や難聴者向けの講座などを行っています。

●一般事務職が手話通訳士資格取得で障害福祉業務に（3人目）

手話通訳派遣事業等の聴覚障害者関係事業については福祉事業団が行っているものの、前述した1人目の手話通訳者が退職され、後を受けたのは、1992（平成4）年に障害福祉課に異動してきた手話サークルに通う手話奉仕員の資格を持つ一般事務職員でした。異動後に手話通訳士の資格を取得し、2015（平成27）年に障害福祉課長で退職されましたが、いこいの村の建設運動が展開された時期に障害福祉課に在職され、聴覚障害者の要望と行政の施策を結ぶ大切な役割を担っていたと思います。当時の時代背景を考えると、手話通訳ができることだけでなく、自治体職員として当事者運動から課題を社会化し、施策に展開していく力量に感銘を受けます。

●手話通訳者の複数配置と女性手話通訳者の採用の要望から（4人目）

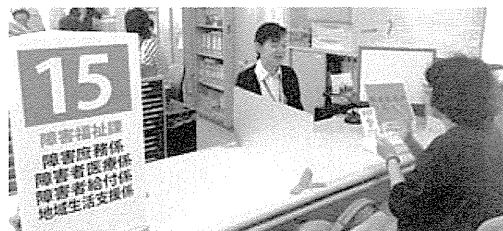
1999（平成11）年に市に2人目の手話通訳者が正規職員で採用されました。1995（平成7）年から事業団の嘱託職員として市に配置されていた手話通訳者は1999年に亀岡市の正規職員となり、手話通訳関係業務が事業団（障害者福祉センター）に委託されたことに伴い、障

害福祉課を離れて事業団で業務を行うことになりました。

女性の手話通訳者配置を得て、ろう女性からは、病院通訳の依頼が自由にでき、安心できるとのコメントが当時の京都市あニュースに掲載されています。

●情報保障の充実と専門的業務に向けて（5人目）

前任者の退職前に、後継の手話通訳士が2011（平成23）年に採用されました。その業務は、諸行事やケースに関わる手話通訳業務をはじめ、①聴覚障害者ケース対応、②視覚障害者関係業務、③盲導犬協会普及啓発業務、④コミュニケーション支援、生活訓練、社会参加促進事業等としています。障害福祉課には保健師、精神保健福祉士等の専門職種の職員が配置されており、手話通訳業務の専門性について同等に必要なとされていることが伺えました。



障害福祉課の窓口の様子

●聴覚障害者のケースワークも大切な業務の一つ

手話通訳者の派遣事業は事業団に委託しているので、事業団の職員と22人の登録手話通訳者が、通訳業務に対応し、ろうあ者の日常生活を支えています。市職員の手話通訳者は、相談に係る内容や、医療・介護など、中でもろうあ者の個人情報に深くかかわる手話通訳・相談業務を担っています。

職員の手話通訳者が夜間に「足が痛い、どうする？」というメールをもらい、メールのやり取りを何度も続けながら状況を把握し、同時に



左から 青山手話通訳士、片山係長、岸田課長（2017年1月撮影）

事業団の職員と家族と連携し、無事救急車で運ばれたことがありました。また、手話通訳をつけずに高額の買い物をした際の交渉など、命と人権に関わる業務はやはり正規職員の手話通訳者が複数おり、対応するからこそ理解を進めていけると、あらためて正規職員であることの重要性を知るものでした。

こういったケースワーク業務も、公務員の仕事であるのだと、当たり前前に障害福祉課長、係長にご説明いただいたことについては、特筆したいと思います。

●当事者団体等の要望を受けとめる

毎年、身体障害者福祉協会と市の懇談会が開かれ、市からは人事課も含め要望内容に合わせ関係部局の課長が参加し、直接障害のある人の声を、市全体で受けとめる体制が整えられています。2017年度の聴覚障害者に関わる要望としては①手話通訳職員の増員、②手話言語条例の制定、③災害時の情報伝達方法と対応、④高齢聴覚障害者の居場所づくりなどでした。

また、口丹ブロック（2市1町）の聴覚言語障害者協会と、難聴者、手話通訳者、要約筆者、サークルをも含めた「京都聴覚言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク口丹ブロック委員会」との懇談会や、他の団体とも懇談会開催も年1回行っていることを伺い、行政の姿勢も含め、京都の市民活動の歴史を感じました。

●市民のニーズを受け止める市の姿勢 ～差別解消法施行から職員研修会～

2016年度からは、「市役所で手話通訳者が

いない時でも対応してほしい」との市民からの声を受けて、2回シリーズで「聴覚障害のある人との意思疎通支援研修」が開催されました。各部の窓口対応の職員36人が受講しました。聞こえない人の生活についての講義を市と事業団の手話通訳者が行い、聴覚障害当事者から生活上困ることや役所に望むことなどを聞くほか、磁気誘導ループや要約筆記や手話の体験、窓口でのロールプレイなどを学びました。

手話を覚えることはハードルが高くて、聴覚障害のある当事者から、聞こえない人の暮らしを学ぶことによって、市職員の目線が変化していったことや、当事者が参画した研修会づくりがとてもすばらしいと思いました。

●訪問を通じて

亀岡市を訪問して、当事者と支援者のネットワークがあり、毎年市と懇談会を重ねており、市民の声を受けとめる行政の姿勢があること、命と人権を守る手話通訳者が役所内にいることを当たり前として語っていただきました。そして、障害福祉課長であった3人目の通訳者退職に伴い、市の手話通訳者は1人減り、事業団の通訳者も残りの任期が限られており、これからの手話通訳者の体制を考えていかなければならない時期にきているので、正規職員採用を目指し動いているとのことでした。同じ立場として、専門職である自治体職員が必要とされる存在であることに誇りを感じました。2017（平成29）年4月より、手話通訳者の資格を持つ嘱託職員が1人採用されました。引き続き正規職員の採用も検討されています。



職員採用の新聞記事など